

答 申 書
(答申第101号)
平成22年1月15日

1 審査会の結論

北海道教育委員会において管理している平成〇年〇月〇日の事故に関する書類について、その存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、北海道教育委員会において管理している平成〇年〇月〇日当時〇〇部に所属していた〇〇氏がクラブ活動で校舎内でランニングしていた際、同校の〇〇〇〇〇〇〇〇氏と衝突し、同人が負傷した事故に関する書類（事故現場及び〇〇部の部員がクラブ活動として校舎内をランニングしていた場所が明らかとなる図面並びに当時の学校長、〇〇部部長らから事情を確認した際の聴取書等（以下「本件請求公文書」という。））である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、本件請求公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められることを理由として、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第12条に規定する存否を明らかにしない決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 条例第12条の該当性について

ア 条例第12条は、実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、特定の個人の生命、身体若しくは名誉が侵害されると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該公文書の存否を明らかにしないことができる旨定めている。

例えば、特定の個人に係る特定の疾病に関する公文書の開示請求のように、該当公文書の存在を認めて非開示決定をすることによって、当該個人が特定の疾病に罹患していることが明らかになる場合など、公文書の存在を認めただけで個人のプライバシーが侵害されるような場合を含むものと解される。

本条は、開示請求に対する応答の例外規定であることから、特定の個人に関する特定の事項についての開示請求又は個人や団体を特定した内偵捜査情報についての開示請求がなされたような場合に限り行うものとされ、単に非開示決定を行うことで個人の利益や犯罪の予防、捜査等の情報の保護法益が守られるような場合にまで適用することのないよう、厳格に運用されることが求められるものである。

イ そこで、本件開示請求の内容に照らし、本件請求公文書に該当し得る文書が存在しているかどうかを答えた場合にどのような情報を明らかにすることになるのかを判断し、存否応答拒否をすることの可否を検討することとする。

ウ 本件請求公文書は、もし仮に存在するとすれば、北海道教育庁教職員局給与課に

提出される「公務災害認定請求書」が考えられる。

「公務災害認定請求書」は、一般的に、道立学校の教職員が公務遂行中に事故に遭い、公務により生じたものである場合、教職員本人が被災職員の職名、住所、氏名、生年月日、傷病名を記載した「公務災害認定請求書」を作成し、事故に関する書類を添付後、道立学校長の証明を受けて、担当課を経由して地方公務員災害補償基金あてに提出するものであり、事故に関する書類が存在しているかどうかを答えることは、公務災害となる事故が発生した事実の有無を答えることと同様の結果が生ずるものと認められる。

本件開示請求は、事故の当事者及びその状況を特定した文書の開示を求めるものであり、仮に本件請求公文書の存在を認めて非開示決定をした場合、当該当事者間で公務災害となる事故が発生したという事実が明らかとなる。

事故が発生したという事実は、通常他人に知られたくないと認められる個人に関する情報であり、本件請求公文書が存在しているかどうか答えるだけで、特定の個人のプライバシーが侵害されると認められる。

当審査会としては、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、本件開示請求に至った経緯を主張した上で、開示を求める文書も客観的書類であることから、これらの書類によって、生命、身体、名誉が侵害されるものではなく、また、事故当事者が事故状況の認識を一致させるためにも、開示すべきである旨主張する。

イ しかしながら、個人情報の開示請求であればともかく、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくしないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 9 月 18日	○ 諮問書の受理（諮問番号292） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の存否を明らかにしない決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 9 月 28日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号292） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年11月 9 日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取（諮問番号292） ○ 審議
平成21年12月14日 （第三部会）	○ 審議
平成22年 1 月 13日 （第44回審査会）	○ 答申案審議
平成22年 1 月 15日	○ 答申